

イ 都市基盤施設整備計画の適切な見直し

今後も真に必要な都市基盤施設の整備は進めていく必要があるが、人口減少社会においては、既に都市計画決定されている都市施設についても社会経済情勢の変化等を勘案し、適切に見直しを図る必要がある。

なお、本県では、長期未着手の都市計画道路については、市町と共に、平成15年度から第一次見直し、平成23年度から第二次見直しを行い、平成29年度に見直しを完了している。また、土地区画整理事業や都市計画公園・緑地についても順次見直しを進めている。

(4) 地球環境への配慮

ア 低炭素・循環型社会の構築

都市の構造と二酸化炭素排出量には高い相関関係があり、面積と人口が同規模である場合、低密度の市街地が一様に広がる都市では、高密度な市街地が集積している都市に比べ、自家用車への依存度が高く、運輸旅客部門の一人当たりの年間二酸化炭素排出量が多くなっている。

このため、二酸化炭素排出量の少ない都市構造への転換や、市街地の集積を生かした効率的なエネルギーの利用、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入や廃棄物の再生利用等によるエネルギー資源の循環等が求められている。

イ 都市と緑・農との共生

緑の保全を図ることは、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、良好な居住環境の確保など、都市環境の改善に役立つものである。

このため、森林、公園等の緑については、県民の参画と協働による保全・再生の取組を進める必要がある。

さらに、都市内の農地については、都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）に基づき国が定める「都市農業振興基本計画」（平成28年策定）の中で、これまでの「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと転換され、消費地に近い食料生産地であるほか、災害時の一時避難地やレクリエーションの場等の多様な役割・機能の発揮が期待されている。また、都市緑地法（昭和48年法律第72号）の改正により、良好な都市環境の形成を図る観点から保全すべき農地を「緑地」として積極的に位置付けるとともに、生産緑地法（昭和49年法律第68号）も改正され、当初の指定から30年を経過する生産緑地について、引き続き「特定生産緑地」として指定することにより、保全が図られることとなった。こうした状況を踏まえ、住宅地周辺のまとまりのある農地など将来にわたり保全することが適当な都市農地は、多面的機能を発揮する空間として、都市環境との調和を図りつつ、保全・活用することが求められている。

(5) 産業構造の変化

ア 土地利用転換への対応

神戸、阪神地域では、第2次産業を基幹産業として工業地帯が形成されてきたが、産業構造の変化や激しいグローバル競争等の影響を受け、企業の事業縮小、海外へ

の生産拠点の移転や統廃合等による工場の閉鎖が発生している。この結果、閉鎖で生じた工場跡地等においては、大規模な集客施設や集合住宅等への土地利用転換が見られるほか、新産業の創出・集積を誘導する施策による新たな工場の立地が見られるため、こうした企業の需要の変化への的確な対応が求められている。

なお、本県独自の取組として、工場敷地の再利用に係る都市機能の調和等に関する要綱（平成 23 年施行）により、大規模な工場の移転等により生じる敷地の再利用について、移転等を行う事業者に対して適切な対応を求めている。

イ 大規模集客施設の立地誘導

郊外の大規模集客施設は雇用の促進、娯楽の場の提供、消費者ニーズの充足等の効果がある一方、中心市街地衰退の一因ともなっている。

このため、市町の中心市街地活性化の取組や特別用途地区の指定等と連携して、「大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム」（平成 28 年改定）（以下「広域土地利用プログラム」という。）を運用し大規模集客施設の立地を誘導・抑制する必要がある。

ウ 産業用地開発への柔軟な対応

近年、新名神高速道路や東播磨南北道路の新たな高速道路の整備等を契機に、インターチェンジ周辺等での産業用地としての土地利用の需要が高まっている。

これらの需要に柔軟に対応し、周辺環境等に配慮した産業の活性化を図る土地利用を推進する必要がある。

（6）地域の主体性の高まり

ア 地域創生等の取組

少子高齢化や人口減少、東京圏への人口の集中、地域経済の縮小等の社会的な課題を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的にまち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）が制定され、長期ビジョンの実現に向けた総合戦略が策定された。

本県においても、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少を抑制するとともに、東京圏に一極集中している人口及び活力を地方に分散することにより、地方が自立する構造を確立し、将来にわたって、県内の各地域で活力のある地域社会を構築していくため、兵庫県地域創生条例（平成 27 年兵庫県条例第 4 号）を制定するとともに、その具体的な目標と対策を定めた「兵庫県地域創生戦略」を策定している。さらに、「兵庫県地域創生戦略」と「21 世紀兵庫長期ビジョン」をつなぐものとして「兵庫 2030 年の展望」を策定し、「すこやか兵庫」の実現を目指して、「未来の活力の創出」、「暮らしの質の追求」、「ダイナミックな交流・環流の拡大」を方針化している。

こうした地域創生等の方針に基づいて都市機能や公共施設の更新・集積、公共交通の利便性向上などによる人や企業を呼び込むまちづくりを支援し、都市の魅力づくりを促進する必要がある。

イ 県と市町との役割分担の明確化

市町合併による行政区域の広域化に加え、地方分権の進展による県から市町への

都市計画決定権限の移譲が行われている。その一方で、幹線道路沿道の散発的な商業開発など市町域や都市計画区域を越えた広域的な課題への対応が必要となっており、基礎自治体としてまちづくりの中核を担う市町と広域的な調整を担う県が役割分担のもと連携し、総合的・一体的に対応する必要がある。

(7) 新型コロナ危機の経済社会への影響

ア 新たな働き方や意識の変化への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、令和2年4月7から5月25日まで、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が発令され、外出の自粛要請がなされるなど、経済社会活動は、大きく制限された。特に過密な大都市ほど、その影響は深刻であり、一極集中型社会の脆弱性が明らかになった。

ポストコロナ時代のまちづくりの方向性については、国土交通省が都市再生、都市交通、公園・緑地、都市防災、医療、働き方など様々な分野の有識者へのヒアリング結果を基に、今後検討すべき論点を整理した「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」（令和2年8月）を公表した。また、有識者による「ポストコロナ社会兵庫会議」は、構成員へのインタビューを基に、ポストコロナを見据えた社会のあるべき姿を提言した「ポストコロナ社会に向けて」（令和2年7月）を公表した。

これらに示された、テレワークやオンライン会議といった働き方の拡がり、緑とオープンスペースの重要性の再認識、データや新技術の更なる活用の必要性などを踏まえて、都市づくりを進める必要がある。

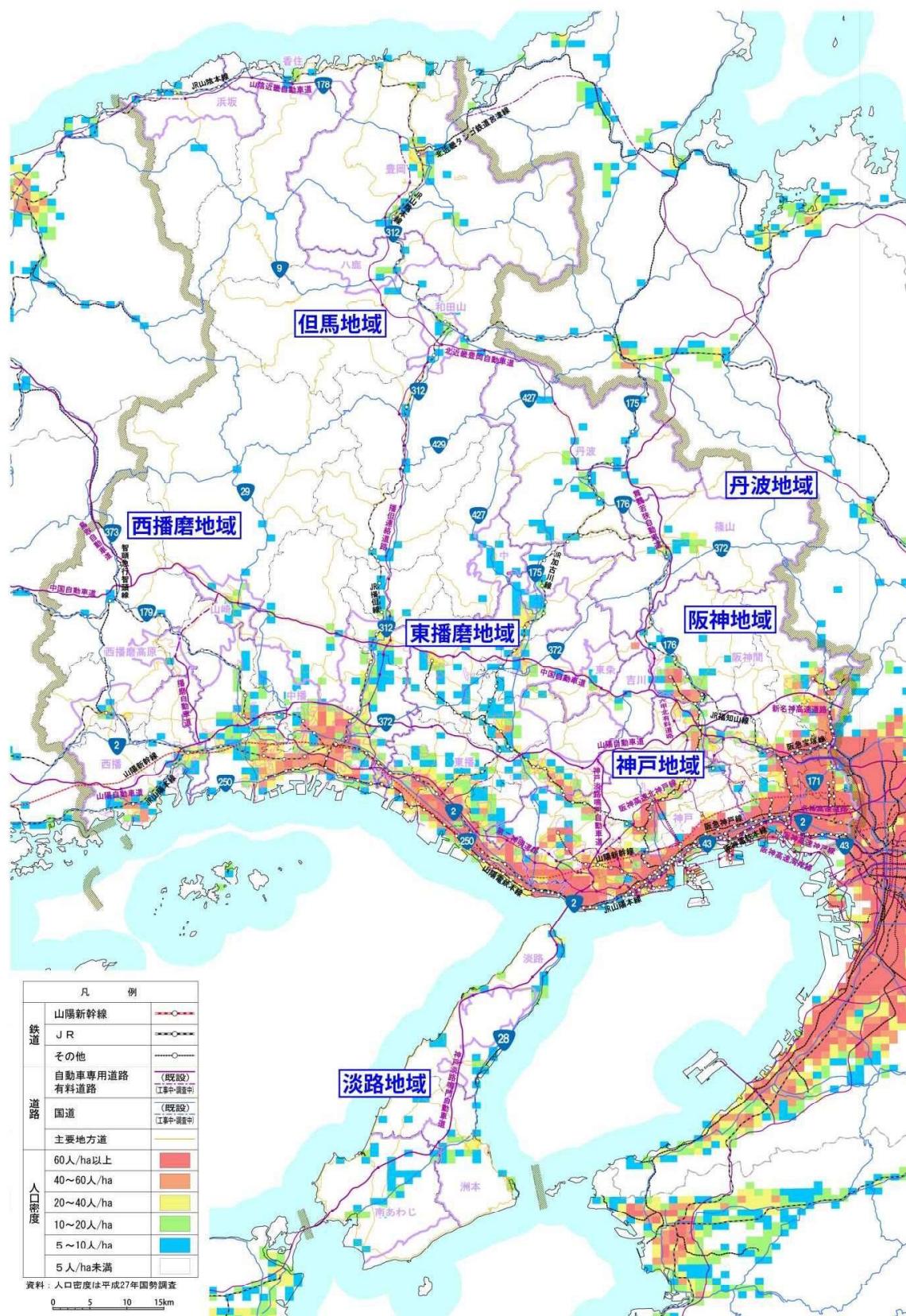


図2 本県の現在の人口分布及び交通ネットワークの状況

3 都市づくりの基本理念

都市計画の基本的な考え方、現状や課題を踏まえ、本県の都市づくりの基本理念を示す。これに基づき、持続可能な都市構造への転換を図るとともに、定住や交流の拡大を図る。

(1) 安全・安心な都市空間の創出

ア 総合的な防災・減災対策の強化

阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かし、災害時における都市の強靭化を図るため、均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化、都市の耐震化・不燃化、密集市街地の改善など、被害を未然に防止する対策に引き続き取り組むとともに、災害が発生した場合の被害を最小限に抑えるため、防災・減災対策を進める。

特に、南海トラフ地震や日本海における大規模地震等による津波被害や台風等による高潮被害が想定される臨海部における対策を強化する。また、近年、頻発化する異常豪雨による浸水被害や土砂災害に対して、流域全体で被害の軽減を図る総合的な治水対策、砂防堰堤等の設置による土砂災害対策、治山ダム等の設置による治山対策や「災害に強い森づくり」による森林の適正管理を推進する。

なお、土砂災害特別警戒区域などの自然災害の発生のおそれのある区域については、市街化調整区域や立地適正化計画における居住誘導区域外とし、市街化を抑制する。特に大きな災害の危険性がある区域においては、事前復興の必要性について検討する。

緊急輸送道路をはじめ、橋梁の耐震補強及び法面の防災対策を計画的に進め、災害に強い安全な道路ネットワークの整備・強化を図る。

イ 全員活躍社会の推進

年齢、性別、障害の有無、文化などの違いにかかわりなく、誰もが安心して住まい、自宅からまちなかまで安全・快適に移動し、活動できるユニバーサル社会の実現に向け、引き続き、住宅、公共交通、生活利便施設等の一体的なバリアフリー化を推進する。

特に、超高齢社会が到来する中、高齢者の社会参加や外出機会を増加させることは、健康寿命の延伸においても重要である。このため、まちの中心部の歩行環境の向上、高齢者等の社会参加やコミュニケーションの場の提供等のまちなかへの出歩きを促す取組をハード・ソフト両面から推進する。

また、女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえ、女性が安心して活躍できる社会の実現に向けて、子育て支援施設等の充実した環境づくりを促進する。

ウ 分散型社会に対応した都市づくりの推進

新型コロナ危機を契機としたテレワークの進展による職住近接や、ゆとりある空間で過ごすことへのニーズの高まり等により、東京等から地方への人の流れが生まれることが予想される。これを契機として、東京等大都市への一極集中を是正し、分散型社会に対応した都市づくりを進める。

地方回帰の機運を捉えた地域創生を更に推進するため、都市部の主要な駅周辺では、充実したオープンスペースやゆとりある空間を備えた安全で良質なオフィスや都市型住宅を誘導する。また、郊外ニュータウンや地方部では、居住の場、働く場、憩いの

場として様々な機能を備えた住宅地の形成を図り、それぞれの地域の特性に応じた都市づくりを進める。さらに、本県の都市部と地方部が近接する環境を生かした二地域居住についても促進する。

また、重要性が再認識された公園・緑地、水辺空間、都市農地等のオープンスペースについては、都市景観の形成、防災、スポーツ・レクリエーション、コミュニティづくりやにぎわいの創出等の機能に加え、これまでにないテレワークの場としての機能など、地域の多様なニーズに応じた柔軟な活用を促進する。

さらに、地域の実情に応じて、公共交通に加え自転車、シェアリングモビリティ等と自家用車等とのバランスのとれた輸送手段の確保により交通ネットワークの形成を図る。

今後、更に進展が見込まれるデジタル化に対応するため、情報通信基盤の整備を促進するとともに、データ・新技術等を活用した都市づくりについても検討を進める。

(2) 地域主導による都市づくり

ア エリアマネジメントの促進

今後は、人口増加に対応した市街地郊外の大規模開発から、多数の権利者等が存在する既成市街地内での再開発や再整備が中心となることから、住環境の保全、オールドニュータウン等における多世代の住民等が支え合うまちづくり、商業・業務地における機能更新やにぎわいの創出など、多様な地域課題へ対応した魅力あるまちづくりが求められる。

そのため、住民、事業主、地権者、関連団体等の地域の担い手が一定のエリア内における維持管理・運営に主体的に取り組み、地域の価値の向上や経済の活性化を図る「エリアマネジメント」の取組を促進する。特に、後継者不足や商業環境の変化により空き店舗の増加等が進む商店街については、専門家の支援を得ながら商店主等を中心になって取組む再開発や再編成を促進する。

イ 地域資源を生かした都市の活性化

本県の多様な自然と風土を背景とした優れた景観や自然環境、特色ある歴史、文化などの地域資源を生かした魅力ある都市づくりを実現し、居住地としての魅力の向上やインバウンドの誘致を含む多様な交流の拡大を促進する。特に、県立都市公園等のスポーツ・レクリエーション機能の充実等による利用促進を図り、地域内外の交流を促進する。

優れた景観を有する地区や地域の景観形成に重要な役割を果たしている建造物等、地域の人々に親しまれる景観資源については、その創造・保全に努めるとともに、地域住民の景観の形成に向けた意識の高揚や活動を促進する。

複数市町の区域にわたる幹線道路沿道や河川流域等においては、地域間で連携することにより、地域のイメージを特徴付ける広域的な景観を保全・創造するとともに、今後増加が予想される良好な景観を阻害する放置施設等への対応を進める。

また、利活用が可能な空き地・空き家等を地域資源とみなし、都市部においては、交流拠点等としての活用を促進するとともに、民間事業者等が主体となったリノベーション等により、市場への流通を促し、地域のにぎわいの創出や人口増加につなげる。地方部では、古民家や町家などの空き家を交流拠点や宿泊施設等として活用した地域

間交流、二地域居住や移住を促進する。さらに、今後空き地・空き家の増加が特に懸念される立地適正化計画における居住誘導区域外などにおいては、良好な自然環境に囲まれた豊かな生活などの様々なニーズに応じた活用を支援する。

将来にわたり保全することが適当な住宅地周辺のまとまりのある農地等については、農地の保全や農業の振興を通じて都市と農が共生する生活文化を育成する。

市街化調整区域においては、その性格を維持しつつ、地域の活力維持や産業の活性化に資するまちづくりを促進するため、地区計画制度等の柔軟な活用を支援する。

ウ 民間投資の誘導

成熟社会を迎えるに当たり、特に都市部では、既に整備された都市基盤施設を計画的に機能維持・向上を図ることにより、都市づくりにおいて中心的な役割を担う民間投資の適切な誘導を促進する。

また、民間投資を誘導するため、立地適正化計画の策定等により医療・福祉施設、商業施設等が継続して運営するために必要となる一定の人口を持った地域の形成を図る。また、大規模な業務施設や都市型住宅の立地等を誘導する中心市街地等の地区については、都市計画法等に基づく特例制度の活用、条例や要綱の規制緩和等の行政による積極的な対応に加え、民間事業者に対する税制優遇、利子補給、低利融資、補助等の立地支援措置を適切に講ずる。さらに、都市部の大規模工場の跡地など利便性の高い市街地内に残る低未利用地のうち都市基盤施設が未整備の地区については、土地区画整理事業等の面的整備事業により土地利用の増進を図ることにより、適切に民間投資を誘導する。

さらに、公共投資についても、公共サービスに民間の資金や技術、ノウハウを取り入れる PPP (Public Private Partnership : 公民連携) の推進や PRE (Public Real Estate : 公的不動産) の効率的な管理運営と併せ、地域に不足する商業、医療・福祉等の都市機能の公有地への誘導などへの民間活力の活用を推進する。

エ 情報ネットワーク等の活用

情報化社会がより高度化することにより、新たな働き方や生活サービスが生まれるなど社会に対する大きな影響が想定される。

このため、国で検討されているスマートシティの考え方や加古川市における ICT を活用した安全安心なまちづくりの取組等を踏まえ、情報ネットワークや革新的技術を活用した都市づくりについて検討を進める。

(3) 持続可能な都市構造の形成

ア 地域連携型都市構造の実現

人口減少・超高齢社会の進行や新型コロナ危機を契機とした社会の変化を踏まえ、誰もが安全・安心に暮らし、魅力溢れる都市空間を創出するために、地域の実情や住民の意見を十分に踏まえつつ、持続可能な都市構造として「地域連携型都市構造」の実現を図る。

地域連携型都市構造とは、大都市部への一極集中を行うものではなく、大都市、地方都市、中山間地域等が産業、医療・福祉、商業等の諸機能において役割分担し、相互に連携することにより、各地域が活力を持って自立できる都市構造を目指すも

のである。

地域連携型都市構造の実現により、医療・福祉、商業等の機能が住まいの身近なところに集積し、あるいは公共交通により容易にアクセスできるなど、誰もが安心して暮らすことのできる環境が整備され、まちのにぎわいや生活の質の維持・向上が図られる。また、新型コロナ危機でその脆弱性が明らかになった集中型社会から持続可能な分散型社会への転換が図られる。

さらに、道路等の都市基盤施設の維持管理・更新の効率化・重点化、学校、公民館や病院等のPREの有効活用、公共交通や福祉サービスの効率的な提供などにより、持続可能な都市の形成を図る。

持続可能な地域連携型都市構造の実現

(各都市機能集積地区の特色を生かした都市機能の分担と地区間のネットワーク化)

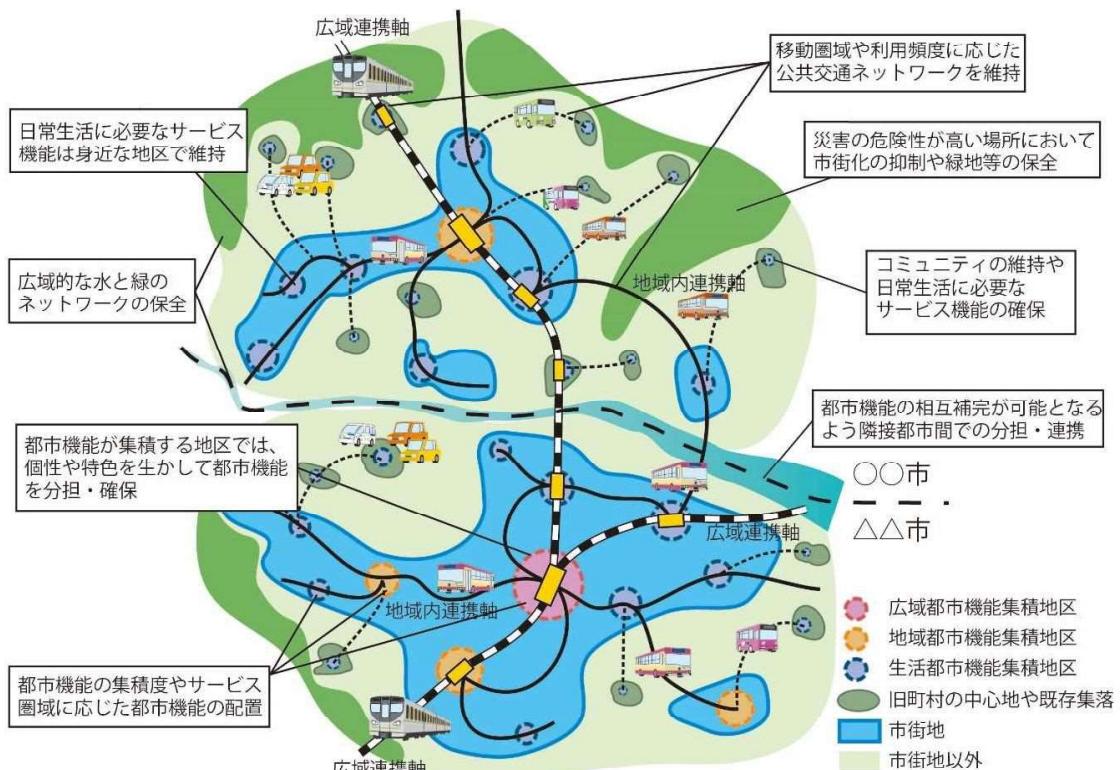


図3 地域連携型都市構造のイメージ

(ア) 地域連携型都市構造の実現に向けた基本的な方針

本県は、地域ごとに都市機能が集積した地区とそれをつなぐ交通ネットワークが一定程度形成されており、これら都市機能の既存ストックや交通ネットワークの状況に加え、市街地形成の経緯や自然環境等、地域の特色を生かしつつ、地域連携型都市構造の実現を図る。

また、サービスごとの利用圏人口を勘案しつつ、隣接する都市間の特色を生かして都市機能を分担し、それらを交通ネットワークで連携させ、地域全体で多様な都市機能を確保するとともに、人・もの・情報等を活発に環流させることにより、新たな交流や地域のにぎわいを創出する。

① 市街地エリア

都市機能が集積する地区において、機能を更新・充実させるとともに、地域全体の人口や産業、医療・福祉等の状況を総合的に俯瞰した上で、低未利用地の活用、土地の高度利用や必要に応じた都市機能の誘導などにより、地域全体の魅力・活力の向上につなげる。

また、都市機能が集積する地区間を交通ネットワークで連携させることにより都市機能を相互補完するとともに、市街地エリア等からそれらの地区への公共交通によるアクセスを維持・確保する。都市機能が集積する地区内では、高齢者等が円滑に移動でき、憩いの場やにぎわいを創出するなど、魅力的な歩行者空間の整備を進める。

なお、災害の発生リスク、市街化圧力の低下や人口動態等を勘案し、必要に応じて市街化を抑制する。

② 市街地以外のエリア

市街地以外のエリアにおいては、将来にわたって地域の活力が維持されるとともに、一定の医療・福祉、商業等のサービスが日常生活圏内で受けられるような都市構造を構築する。

具体的には、旧町村の中心地や既存集落等の既に都市機能が集積する地区において、日常生活に必要なサービス機能を確保する。

また、都市との交流、二地域居住や定住の促進、既存産業の事業継続支援等により、地域の活力を維持するとともに、市街地エリアの都市機能が集積する地区等との交通ネットワークを維持・確保し、都市機能を補完する。

(1) 都市機能の役割分担と連携の方針

既存都市機能の集積を基本とし、交通ネットワークの状況、地勢、文化の圏域や地域の成り立ちの経緯等を踏まえつつ、都市機能の集積度及び圏域の広さに応じて都市機能が集積する地区を次のように位置付け、適切な役割分担と連携により多様な都市機能を確保する。

① 広域都市機能集積地区

地域を越える広域的な圏域を持ち、複合的な都市機能の集積度が特に高い神戸市中心部や姫路市中心部を広域都市機能集積地区として位置付ける。

これらの地区においては、特に高度で多様な都市機能を集積するとともに、国際競争力の強化や県を代表する顔としてふさわしい風格のある都市空間の形成を促進する。

② 地域都市機能集積地区

地域全域を対象とした都市機能が一定以上集積する主要な鉄道駅や官公庁周辺等の市街地を地域都市機能集積地区として位置付ける。

これらの地区においては、広域都市機能集積地区と連携しつつ、広域行政機関、高度医療施設、大規模商業施設等の高度な都市機能を維持・充実させる。

また、他の地区との距離を勘案した配置や、連携による相互補完についても考慮する。

③ 生活都市機能集積地区

日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積している市街地等を生活都市機能集積地区として位置付ける。

これらの地区においては、地域都市機能集積地区等との役割分担に配慮し、コミュニティレベルでの医療・福祉、商業等の日常生活に必要なサービスを確保する。

(ウ) 交通ネットワークの方針

交通ネットワークは、交通インフラの整備状況や利用頻度等の地域の実情に応じて、適切な輸送手段により形成する。これにより、都市機能が集積する地区間を連携し、都市機能の役割分担や相互補完を図るとともに、地域公共交通計画の作成等により適切な輸送手段の確保を図る。

また、「ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画」（平成31年策定）に基づき、基幹道路やアクセス道路の整備等を推進する。

地域の魅力を生かした観光戦略や大阪・関西万博の開催、IR（Integrated Resort：統合型リゾート）の誘致等の大坂湾ベイエリアの開発整備等による国内外との交流・環流の拡大を見据え、関西3空港の最大活用に向けた取組を推進するとともに、海上交通網の在り方等を検討する。

近年、急速に進歩している自動運転技術の播磨科学公園都市をはじめ各地における実証実験の結果や、国におけるスマートシティの考え方等を踏まえつつ、新技術による「モビリティ・サービス（MaaS※）時代」に対応した交通ネットワークの在り方について検討を進める。

兵庫県自転車活用推進計画（令和2年策定）に基づき、自転車通行空間の計画的な整備等を推進し、自転車ネットワークの形成を図る。

※MaaS : Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段ではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

① 広域連携軸

広域都市機能集積地区や地域都市機能集積地区を連絡する広域的な人の移動や物流を支える公共交通及び基幹道路等による交通ネットワークを広域連携軸として位置付ける。

② 地域内連携軸

広域都市機能集積地区又は地域都市機能集積地区と生活都市機能集積地区を連絡する地域内の移動を支える公共交通及び県道等による交通ネットワークを地域内連携軸として位置付ける。

③ 日常生活圏内の移動

日常生活圏内における移動については、路線バス、コミュニティバスやデマンド型交通等の地域の交通需要に応じた適切な移動手段により、公共交通ネットワークを維持・確保する。また、鉄道駅やバス停、公共公益施設、日常生活に必要なサービス施設等へのアクセス性の向上に向け、歩行環境等の改善、駐輪場や自転車レーン等の整備による自転車の通行環境の改善を図るとともに、シニアカー

等のパーソナルモビリティの活用も促進する。

さらに、移動販売や ICT・IoT を活用した個人向け商品販売・配送システムの充実等の民間企業・団体の新たな取組を活用しつつ、日常生活の持続性を確保する。

第3 東播磨地域の都市計画の目標等

1 都市計画の目標

(1) 地域の概況

ア 位置・地勢

東播磨地域は、県の中央部に位置し、東は神戸地域及び阪神地域に、西は西播磨地域に、北は丹波地域に接し、南は瀬戸内海に面する面積約 $1,162\text{km}^2$ の地域である。

中央部には、県内最大の流域面積を持つ加古川が南北に流れ、北部には、中国山地の一部をなす山地、中部には、青野ヶ原台地や播磨中部丘陵、臨海部には、市街地を擁する播州平野が広がり多様な地形が連なっている。また、播州平野東部のいなみ野台地には、多くのため池が集中しており、地域全体が豊かな水辺空間に恵まれている。

このような地勢にあって、本地域では、過去に台風や集中豪雨による水害や土砂災害が発生しており、臨海部は台風の際の高潮や高波による浸水被害も受けやすい。平成16年台風第23号により西脇市を中心に加古川水系が、平成23年台風第12号により法華山谷川水系が氾濫し大規模な浸水被害が生じている。

地震災害については、平成7年の阪神・淡路大震災において、明石市等で甚大な被害が生じている。また、岡山県から東播磨地域に跨る山崎断層帯を震源とする地震被害が予測されているほか、沿岸部においては南海トラフ地震による津波浸水被害も予測されている。

イ 人口・世帯数

本地域の人口は、約99.0万人（平成27年）で、県全体の約18%を占めている。昭和から平成初頭にかけて増加傾向が続いていたが、平成12年の約102.0万人をピークに減少に転じ、令和7年には約94.5万人（平成27年比△4.5%）、令和27年には約80.3万人（同△18.9%）となる見込みである。

65歳以上人口比率は約26.4%（平成27年）と県全体の水準（約27.1%）を下回っているものの、今後とも県全体と同様に高齢化が進行し、令和7年には約29.9%、令和27年には約36.2%となる見込みである。

また、世帯数は約38.4万世帯（平成27年）である。これまで増加傾向が続いてきたが、今後は減少に転じ、令和7年には約35.3万世帯（平成27年比△8.1%）、令和27年には約30.1万世帯（同△21.6%）となる見込みである。

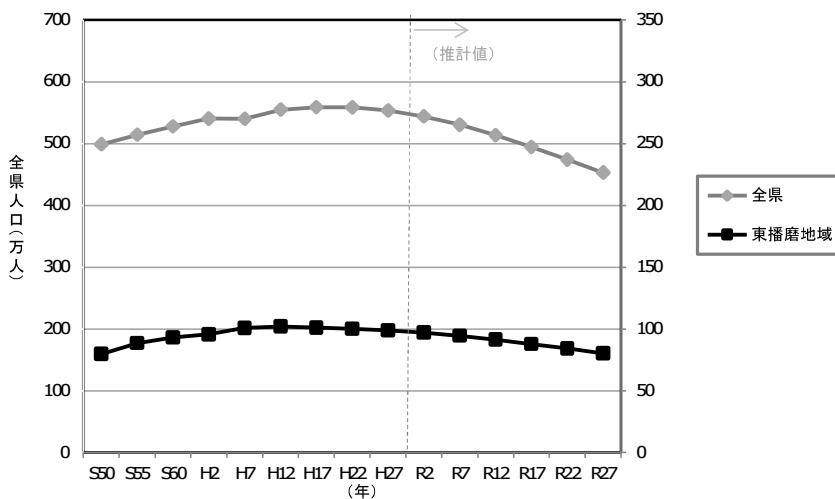


図4 人口の推移と将来見通し

資料：国勢調査（平成 27 年以前）、

国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和 2 年以降）

表2 市町別人口の推移と将来見通し

単位：万人

市名等	昭和 50 年	昭和 60 年	平成 7 年	平成 17 年	平成 27 年	令和 7 年	令和 17 年	令和 27 年
兵庫県	499.2	527.8	540.2	559.1	553.4	530.6	494.9	453.2
東播磨地域	79.8	93.1	100.9	101.0	99.0	94.5	87.9	80.3
明石市	23.5	26.3	28.8	29.1	29.3	28.9	27.7	26.1
加古川市	18.3	22.7	26.1	26.7	26.7	26.1	24.7	23.1
西脇市	4.6	4.7	4.6	4.4	4.1	3.7	3.2	2.8
三木市	6.4	8.3	8.7	8.4	7.7	6.9	5.9	4.9
高砂市	7.7	9.1	9.8	9.5	9.1	8.4	7.4	6.5
小野市	4.1	4.6	4.8	5.0	4.9	4.6	4.2	3.8
加西市	5.0	5.2	5.2	4.9	4.4	4.0	3.6	3.1
加東市	3.2	3.6	4.0	4.0	4.0	4.0	3.8	3.6
稲美町	2.3	3.0	3.1	3.2	3.1	3.0	2.8	2.6
播磨町	2.0	3.0	3.4	3.4	3.4	3.3	3.1	3.0
多可町	2.6	2.6	2.5	2.4	2.1	1.8	1.4	1.1

資料：国勢調査（平成 27 年以前）、

国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和 7 年以降）

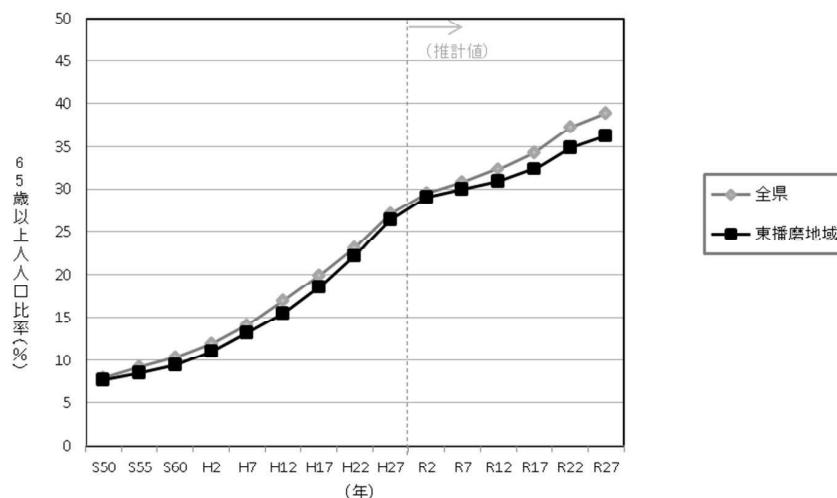


図5 65 歳以上人口比率の推移と将来見通し

資料：国勢調査（平成 27 年以前）、

国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和 2 年以降）

表3 市町別 65歳以上人口比率の推移と将来見通し 単位：%

市名等	昭和 50年	昭和 60年	平成 7年	平成 17年	平成 27年	令和 7年	令和 17年	令和 27年
兵庫県	7.9	10.3	14.1	19.9	27.1	30.8	34.3	38.9
東播磨地域	7.7	9.4	13.2	18.5	26.4	29.9	32.3	36.2
明石市	6.1	8.5	12.2	17.8	25.3	27.2	29.5	33.1
加古川市	6.7	7.9	11.4	16.7	25.0	28.5	30.8	34.7
西脇市	9.0	12.2	17.5	23.9	31.0	34.6	37.7	41.8
三木市	9.0	10.6	15.0	21.5	31.8	38.1	42.0	48.1
高砂市	6.8	8.4	11.8	17.6	26.3	30.3	32.7	37.0
小野市	9.6	11.6	15.3	19.7	26.0	30.3	33.6	38.7
加西市	10.7	12.9	17.8	22.8	30.4	36.2	40.1	43.8
加東市	12.1	13.3	16.4	20.3	25.2	28.8	31.5	35.5
稻美町	8.8	9.7	13.0	18.0	29.0	32.8	33.6	36.8
播磨町	7.8	6.5	10.0	16.3	25.0	26.7	27.1	30.3
多可町	11.7	14.5	20.1	25.6	34.0	42.0	48.9	55.9

資料：国勢調査（平成27年以前）、
国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和7年以降）

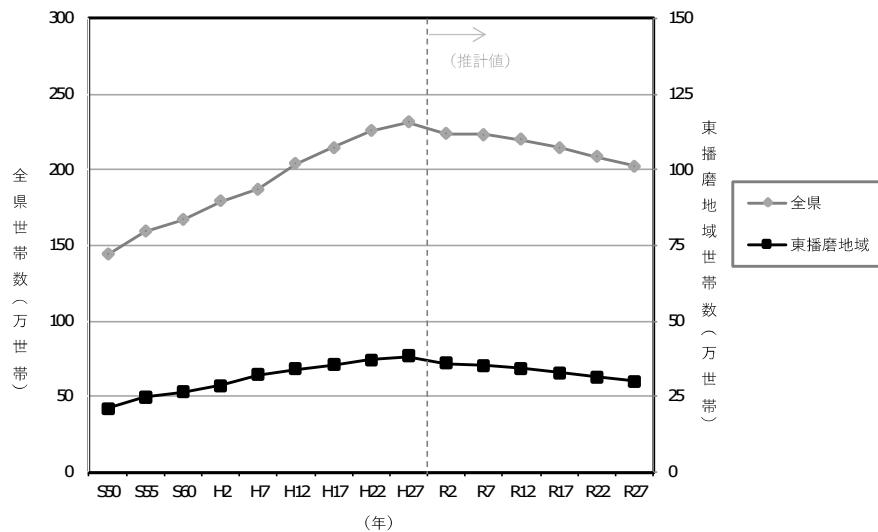


図6 世帯数の推移と将来見通し

資料：国勢調査（平成27年以前）、兵庫県推計（令和2年以降）

表4 市町別世帯数の推移と将来見通し 単位：万世帯

	昭和 50年	昭和 60年	平成 7年	平成 17年	平成 27年	令和 7年	令和 17年	令和 27年
兵庫県	144.1	166.6	187.2	214.6	231.5	223.3	214.8	202.3
東播磨地域	20.9	26.5	32.1	35.5	38.4	35.3	32.9	30.1
明石市	6.7	8.2	10.1	11.2	12.2	11.2	10.6	9.8
加古川市	4.8	6.5	8.4	9.5	10.3	9.8	9.2	8.5
西脇市	1.2	1.3	1.4	1.5	1.5	1.3	1.2	1.0
三木市	1.6	2.2	2.5	2.8	2.9	2.6	2.3	2.0
高砂市	2.1	2.7	3.2	3.4	3.6	3.4	3.1	2.9
小野市	1.0	1.2	1.4	1.6	1.7	1.6	1.5	1.4
加西市	1.2	1.3	1.4	1.5	1.5	1.4	1.2	1.1
加東市	0.8	1.0	1.2	1.3	1.5	1.2	1.2	1.0
稻美町	0.5	0.7	0.9	1.0	1.1	1.0	0.9	0.8
播磨町	0.5	0.8	1.1	1.2	1.3	1.2	1.2	1.1
多可町	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4

資料：国勢調査（平成27年以前）、兵庫県推計（令和7年以降）